

公正取引委員会の排除措置命令および課徴金納付命令に関する措置について

2014年2月14日

住友電設株式会社

当社は、2013年12月20日及び2014年1月31日に公正取引委員会から、東京電力株式会社及び関西電力株式会社発注の電力工事の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社といたしましては、本件を厳粛かつ真摯に受け止め、信頼回復に向けて取り組む姿勢を明確にするため、代表取締役2名は月額報酬の20%を、その他の取締役5名は月額報酬の10%を、それぞれ3カ月返上することといたします。

当社は、競争法コンプライアンスを経営の最重要の課題の一つと位置付け、2013年1月に総務部に法務室を新設するとともに、2013年4月に「競争法コンプライアンス規程」を制定しました。

現在、本社部門の専任組織と各部門の推進組織等が連携して同規程を運用する体制を構築し、「社員の研修・啓発」、「監査（自主点検）」、「危機管理」を3本柱とする各種施策を実施しております。

今後も引き続き、違反行為の根絶・再発防止の徹底を図り、公正な企業活動の実践に真摯に取り組んでまいります。

なお、本件に関する課徴金については、平成26年3月期の第3四半期決算に特別損失として計上済みですが、指名停止措置及び営業停止処分等を受けた場合には、連結業績及び個別業績に影響を及ぼす可能性があります。

以上